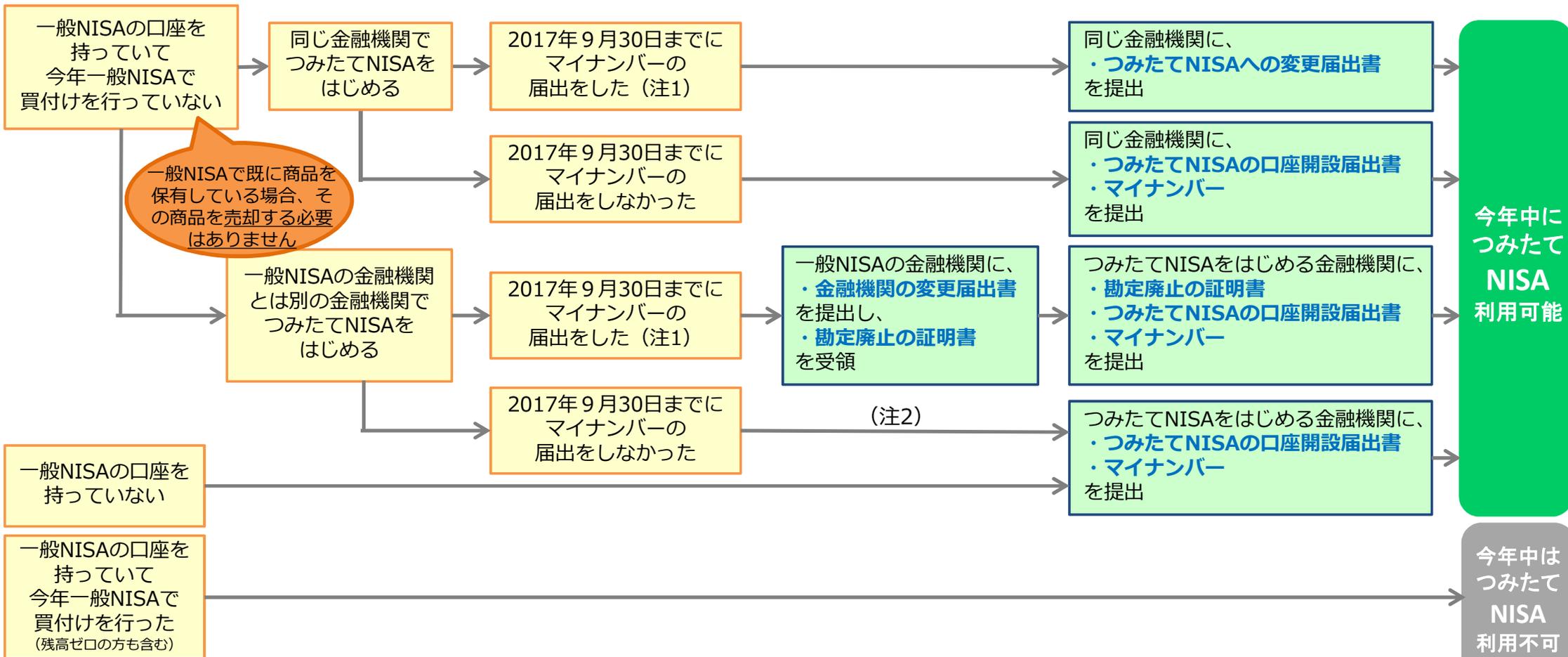


つみたてNISAをはじめる方へ(2018年1月以降用)

- 「一般NISA」の口座をお持ちでない方は、非常に簡単に「つみたてNISA」をはじめることができます。
- 現在「一般NISA」の口座をお持ちの方は、以下のフロー図をご覧ください。
その際、「一般NISA」で既に商品を保有している場合、その商品を売却する必要はありません。最長5年間はそのまま非課税で保有可能で、売却益も非課税です。



(注1) 租税特別措置法の規定により、今年10月～12月に「つみたてNISA」への変更手続又は金融機関の変更手続をされた場合、「つみたてNISA」で買付けできるのは来年1月以降になります。

(注2) 2017年9月30日までにマイナンバーの届出をしなかった方は、2018年分の「一般NISA」の口座は自動開設されていないため、「一般NISA」の口座を持っていない方と同様の手続を行ってください。

(注3) 「一般NISA」から「つみたてNISA」への変更は、年の途中でも行うことは可能ですが、既に今年「一般NISA」で買付けを行っている場合、今年「つみたてNISA」で買付けできません。

(注4) 「ジュニアNISA」については、「つみたてNISA」への変更はできません。